

事務所通信

2009年8月号 No.50



(上越不動滝)

CONTENTS

- | | | | |
|--------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント…感謝の気持ちをもつ | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 交際費の限度額 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 国民年金の増やし方 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |
| ● ダイレクト納付 | P4 | | |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

感謝の気持ちをもつ

社内に人の和がないと、お客様に喜んでいただけるものはありません。なぜなら製品にはそれをつくる人の心が反映されているからです。ところが「オレがオレが」といった利己的な考え方では、社内に和をつくっていくことはできません。私たちが今日あること、そして存分に働けることは、お客様や取引先はもちろん、職場の仲間、家族といった周囲の多くの人々の支援があるからこそです。決して自分たちだけでここまでこられたわけではありません。このことを忘れず、常に周囲への感謝の気持ちを持ち、お互いに信じあえる仲間となって仕事を進めていくことが大切です。

お客様第一主義の考え方の根底は「感謝」です。数ある同業他社のなかから、わが社を選んでくださったお客様に対して感謝の気持ちを持つからこそ、お客様第一主義で行動しようという考え方が生まれるのではないのでしょうか。同様に親孝行をしようという気持ちの根底も「感謝」です。自分を生んでくれただけでも感謝ですが、苦勞して育ててくれたことに対して感謝の気持ちがあるからこそ親孝行をしようと思うのです。お客様第一主義も親孝行もその思想の根底は「感謝」なのです。だから親孝行ができない人は、事業に成功できないのです。

常に明るく

どんな逆境にあっても、どんなに辛くても、常に明るい気持ちで理想を掲げ、希望をもち続けながら一生懸命努力を重ねることです。

人生はすばらしく、希望に満ちています。常に「**私にはすばらしい人生がひらけている**」と思いつけることが大切です。決して不平不満を言ったり、暗くうつとうしい気持ちをもったり、ましてや人を恨んだり、憎んだり、妬んだりしてはいけません。そういう思いをもつこと自体が人生を暗くするからです。非常に単純なことですが、自分の未来に希望をいだいて明るく積極的に行動していくことが、仕事や人生をより良くするための第一条件なのです。

とくに言葉の使い方が大切です。心の持ち方は大事ですが、人は思ったことや考えたことは言葉を通して表現されます。だから言葉の使い方が大切なのです。我々の心は意外と不安定で、言葉の影響を受けやすいものです。汚い言葉、マイナスの言葉を使うのをやめ、ニコッと笑って**プラスの言葉**を口にすれば自分の心も相手の心も心地よい状態で安定します。ツキを呼ぶ魔法の言葉のシールを同封しましたので、目につくところへ貼ってください。いいことがあったら『感謝します』、いやなことがあったら『ありがとう』、いつも前向きに『ついてる、ついてる』と声に出すのです。「魔法の言葉」が、人生を素晴らしいものにしてくれるようお祈りしています。



経済危機対策による税制改正(交際費が600万円に)

経済危機対策の一環として審議されていた「租税特別措置法の一部を改正する法律」が成立しました。

この結果、資本金が1億円以下である法人が経費にできる交際費の限度額が改正されました。

具体的には、定額控除限度額が「400万円 → 600万円」に改正されたのです。

ちなみに、これは平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されています。

これを実際の数字で解説しましょう。

<事例1> 年間の支出した交際費の額が1,000万円の場合

- (1) 支出した交際費の額 1,000万円
- (2) 定額控除限度額 600万円(→ ここが改正)
- (3) 経費にできる交際費の限度額
{(1)と(2)の小さい方の額}×90% → 600万円×90%=540万円
- (4) 経費にできない交際費の額 1,000万円-540万=460万円

<事例2> 年間の交際費が300万円の場合

- (1) 交際費の額 300万円
- (2) 定額控除限度額 600万円(→ ここが改正)
- (3) 経費にできる交際費の限度額
{(1)と(2)の小さい方の額}×90% → 300万円×90%=270万円
- (4) 経費にできない交際費の額 300万円-270万=30万円

「交際費はいくらまで経費にできますか?」という質問の回答はこのようになります。

「交際費は年間400万円までは経費になるんだよ」とおっしゃる方がいますが、本当は違うのです。

正しい考え方は上記のようになりますので、覚えておいて下さいね。

正直、勘違いしている方が多い部分です。



< 伊 藤 >

国民年金の増やし方

いずれ訪れる老後の生活に備えは十分でしょうか？まだまだ先のことで十分に考えられていない方も多いと思われます。統計によりますと、夫婦2人で老後生活を送るのに1ヶ月約23万円が必要とされています。さらに旅行や趣味などゆとりある生活を送るには1ヶ月約38万円が必要と言われており、多くのお金が必要となります。

そこで、今回は国民年金加入の方へ将来受け取る年金を増やす方法を参考までに掲載させていただきましたので、ご確認下さい。

付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加保険料は、月額400円です。

付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数です。

例えば、付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料 ⇒ 400円×10年(120月) = 48,000円

付加年金額 ⇒ 200円×10年(120月) = 24,000円 (年額)

付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。(65歳から受給の場合)

国民年金基金

国民年金を納付している第1号被保険者が任意で加入することができる公的な年金制度です。国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生大臣(設立当時)の認可を受けた公的な法人です。都道府県ごとに設置された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」があります。国民年金基金は、ライフプランに応じて加入口数や年金の種類を選択することができます。

任意加入

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。

老齢基礎年金額(満額) = 792,100円(平成21年度の年額)

例えば、保険料の納付済期間が30年間の場合は、満額の4分の3の年金額となります。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

ただし、厚生年金保険(サラリーマン等)、共済組合(公務員等)の被保険者(第2号被保険者)の方は、任意加入することはできません。

※ 老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合は、任意加入はできません。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入ができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

参考：社会保険庁HPより

< 堀 田 >

ダイレクト納付

平成 21 年 9 月サービス開始予定のダイレクト納付利用届出書の受付を開始しました。



ダイレクト納付とは・・・

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、電子申告等の送信をした後に、届出をした預金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる電子納税の、新たな納付手段です。

■■■ メリット ■■■

- ① 納付手続が簡単
- ② インターネットバンキングの契約が不要
- ③ 即時または期日を指定して納付することが可能
- ④ 税理士が納税者に代わって納付手続きが可能

■■■ 利用可能金融機関 ■■■

みずほ銀行・東京三菱UFJ他
国税庁 HP サービス開始予定金融機関一覧をご覧ください

■■■ 利用可能税目 ■■■

- ・源泉所得税
- ・法人税
- ・消費税及び
地方消費税
- ・申告所得税
- ・酒税・印紙税
- ※本税に加えて
加算税・延滞税等



開始手続き

【手続対象者】

- ・ e-Tax（電子申告）を利用して国税の申告等をされ、ダイレクト納税を利用される方

【提出時期】

- ・ダイレクト納付をご利用される日のおおむね1ヵ月前
※ご利用される金融機関により利用可能となるまでの期間が異なります

【提出方法】

- ・ダイレクト納付利用届出書を作成の上、納税地等を所轄する税務署へ持参または、送付して下さい



金融機関や税務署に出向くことなく納付が可能のため、源泉所得税など利用回数の多い手続きにはもってこいですが、新潟県内において利用開始予定となる金融機関が現時点では数少ないため、利用できるのはもう少し後になりそうです。

< 池 原 >

●交際費等の範囲（接待を受けるためのタクシー代）

Q1

他社が主催する懇親会に当社の従業員又は役員を出席させるために要するハイヤー・タクシー代（当社～懇親会会場、懇親会会場～自宅）は、会社の業務遂行上の経費であり、接待、供応等のために支出するものではありませんから、交際費等以外の単純損金（旅費交通費）と解して差し支えありませんか。

（注）懇親会の費用はすべて当該他社が負担します。

A

照会意見のとおりで差し支えありません。

（理由）

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものとされています（租税特別措置法第61条の4第3項）。

照会に係る費用は、他社が主催する懇親会に出席するための費用であり、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」ではありません。

（参考）

照会に係る費用は、他社が行う接待を受けるために支出するものであり、得意先等に対して自社が行う接待のために支出するものではありませんから、交際費等に該当しません。

なお、自社が懇親会を主催する場合において、得意先を会場まで案内するために支出するハイヤー・タクシー代は、得意先に対して自社が行う接待のために支出するものですから、照会の場合と異なり、交際費等に該当することとなりますのでご注意ください。

●交際費等の範囲（販売代理店等の従業員の健康診断費用）

Q2

A工業は、A工業及びその子会社の従業員の健康管理の一環として巡回バスにより健康診断（巡回健康診断）を行っています。診断員に余裕があるところから、A工業の代理店等の全従業員に対しても希望する者には健康診断を受けさせています。

巡回健康診断に要する費用は、子会社の従業員に対するものを除き、A工業が全額負担しています。

この場合、A工業が代理店等の従業員のために負担する巡回健康診断費用は、交際費等又は寄附金以外の単純損金として差し支えありませんか。

A

照会意見のとおりで差し支えありません。

（理由）

代理店等の全従業員を対象とするものですから、特約店等の従業員を被保険者とする掛捨ての生命保険の保険料を負担した場合（租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)－7(注)）と同様に、販売奨励金等として代理店等に金銭を交付する場合の費用に該当します。

参考：国税庁HP 質疑応答事例

< 倉 又 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
8月24日(月) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 経営計画作成セミナー <第2部 実践編>	加藤森理士事務所	加藤輝守	2,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 招き猫

商売繁盛のお守り「招き猫」はもともとは魔よけであった。井伊直弼の先祖、直孝が鷹守に出掛けたか雨が降り、寺の玄関で雨宿りをしていた。猫が手招きし奥に上がったところ、その後玄関に雷が落ち一命を取り留めたため。

教育マガジン「おもしろ雑学集」より（担当：村井）





休日カレンダー



8月(葉月) August

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8 広川
9	10	11	12	13	14	15 田中・堀田
16	17	18	19	20	21	22 伊藤・村井
23	24 テルモ経営研究会	25	26	27	28	29 倉又・原
30	31					

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
 - ・ 土曜日も元気に営業しています。
- (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)
- ・ お盆も元気に営業しています。

8月の税務

- 8月10日 平成21年7月分源泉所得税・住民税の納付
- 8月31日 平成21年6月決算法人の法人税等・消費税確定申告
平成21年12月決算法人の法人税等中間申告
平成21年12月決算法人の消費税中間申告
平成22年3月・平成21年12月・9月決算法人の消費税中間申告
事業税の第1期分の納付
住民税の第2期分の納付



あとがき

いよいよ8月!夏本番!!...のはずが、今年のはっきりしない天気が続き、今のところいまいち夏らしくない日ばかりです。

このまま夏らしいことをしないうちに夏が終わっていくのはもったいないので、今年はいつもとより意識的に、かつ積極的にバーベキューや花火など楽しみたいと思います。

皆様も体調に気をつけて、夏を思いっきり楽しみましょう!!

丸田